

# 大村市人権教育・啓発基本指針

平成30年3月  
大 村 市





# 目 次

## 第1章 基本指針策定の背景

- 1 策定の目的 . . . . . 1
- 2 基本指針の性格 . . . . . 1

## 第2章 人権尊重をめぐる取組

- 1 国際社会での取組 . . . . . 2
- 2 国内での取組 . . . . . 2
- 3 長崎県での取組 . . . . . 3
- 4 本市での取組 . . . . . 3

## 第3章 基本目標と基本方針

- 1 基本目標 . . . . . 5
- 2 基本方針 . . . . . 5

## 第4章 人権教育・啓発の推進

- 1 様々な場における人権教育・啓発 . . . . . 6
  - (1) 学校 . . . . . 6
  - (2) 家庭・地域 . . . . . 7
  - (3) 職域 . . . . . 7
- 2 特定職業従事者に係る人権教育・啓発 . . . . . 9
- 3 指針の推進体制 . . . . . 10

## 第5章 身近な課題と施策の推進

- 1 女性 . . . . . 11
- 2 子ども . . . . . 13
- 3 高齢者 . . . . . 15
- 4 障がいのある人 . . . . . 16
- 5 同和問題 . . . . . 17
- 6 外国人 . . . . . 18
- 7 犯罪被害者等 . . . . . 19
- 8 高度情報化による人権侵害 . . . . . 20
- 9 性的マイノリティ . . . . . 21
- 10 そのほかの人権問題 . . . . . 22
  - (1) 原爆被爆者等 . . . . . 22
  - (2) HIV感染者 . . . . . 22
  - (3) ハンセン病患者 . . . . . 22
  - (4) 刑を終えて出所した人 . . . . . 22
  - (5) 災害時における人権尊重 . . . . . 22

## 資料編

1	世界人権宣言	24
2	日本国憲法（抜粋）	28
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	30
4	人権関係年表	32

# 第1章

# 基本指針策定の背景

## 1 策定の目的

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとの認識のもと、人権教育・啓発の重要性が高まる中、国は、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）を制定しました。この法律は、人権擁護推進審議会の答申を踏まえ、人権教育・啓発に関する理念、国・地方公共団体・国民の責務の明確化、基本計画の策定等を主な内容としています。

地方公共団体は、「人権教育・啓発推進法」第5条の規定により、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施することとなっていることから、本市においても、第5次大村市総合計画に定める「お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり」の実現を目指すとともに、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるため、「大村市人権教育・啓発基本指針」を策定します。

## 2 基本指針の性格

本指針は、次の性格を有するものです。

- (1) 「人権教育・啓発推進法」に基づき、かつ、第5次大村市総合計画に定める「お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり」の実現に向けた、人権教育・啓発を総合的に推進するために策定したものです。
- (2) 本指針は、市の様々な施策における諸計画に対して、人権教育・啓発に関する基本指針としての性格を有するものです。今後、施策の推進に当たっては、この指針の趣旨を踏まえ、常に人権の視点を持って取り組むものとします。
- (3) 市内の公共的団体、企業、地域等で活動する民間の諸団体においても、本指針の趣旨を踏まえた自主的な人権教育・啓発を期待します。

## 第2章

# 人権尊重をめぐる取組

### 1 国際社会での取組

1948年（昭和23年）12月10日の第3回国際連合(国連)総会において、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたい、今日の基本的人権の考え方の基礎となりました。

1966年（昭和41年）には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため「国際人権規約」が採択され、1976年（昭和51年）に発効しました。

このほか、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など、人権保障のための数々の国際条約が採択されました。

また、世界人権会議や世界女性会議などの人権関係会議の開催や「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を設定し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

1994年（平成6年）には、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が創設され、同年12月に開催された第49回国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）の10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界のあらゆる地域において、人権という普遍的文化を目指す行動計画が報告されました。

その後、「人権教育のための国連10年」が終了を迎え、国連人権委員会の採択により、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画」が開始されました。

同年7月に初等中等教育に焦点を当てた「第1フェーズ行動計画」、2010年（平成22年）からは、高等教育と教育者・公務員・法執行者等に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」を経て、2015年（平成27年）からは、メディア・報道関係者への人権研修の促進等を目的とした「第3フェーズ行動計画」が取り組まれています。

### 2 国内での取組

日本国憲法は「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利(第11条・第97条)」として、基本的人権の尊重を大きな柱としています。基本的人権の尊重については、「法の下での平等(第14条)」などの平等権、「思想及び良心の自由(第19条)」などの自由権、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(第25条)」などの社会権をはじめとして多くの規定があります。

このような中、憲法が保障する基本的人権の尊重を現実のものにするために、各種法律などの整備を行い、国際社会の一員として人権に関する条約に加入してきました。

戦後本格的に行われるようになった同和問題への取組については、1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」を受けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別

措置法」が制定され、1982年（昭和57年）には、生活環境整備、就労対策や教育の充実を図るための「地域改善対策特別措置法」、1987年（昭和62年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、様々な施策が実施されました。

また、1997年（平成9年）には、「人権教育のための国連10年」に対応した「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定され、関係府省での取組が開始されるとともに、「人権擁護施策推進法」が施行されました。2000年（平成12年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、2002年（平成14年）には、同法に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。そのほか、人権に関する法整備も進み、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人等に関する法律としては、「男女共同参画社会基本法（1999年）」、「児童虐待の防止等に関する法律（2000年）」、「発達障害者支援法（2004年）」、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（2005年）」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（2013年）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013年）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（2016年）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（2016年）」などが制定されました。

### 3 長崎県での取組

長崎県では、被爆県として、1990年（平成2年）「自由と平和の尊厳に関する長崎県宣言」を発し、世界に向けて核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴えてきました。

1997年（平成9年）に「人権教育のための国連10年国内行動計画」の策定を受けて、1999年（平成11年）に「長崎県行動計画」が策定され、その後、社会情勢の変化を踏まえ、2003年（平成15年）には、改定行動計画が策定されました。

2005年（平成17年）には、「長崎県人権教育啓発センター」が開設され、効果的な人権啓発活動を推進するとともに、2006年（平成18年）には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」を目標に掲げた「長崎県人権教育・啓発基本計画」が策定されました。その後、それまでの取組状況や社会情勢の変化などを踏まえ、2012年（平成24年）に第一次改定、2016年（平成28年）に第二次改定が行われました。

### 4 本市での取組

本市では、2006年（平成18年）に「花と歴史につつまれた 未来へ羽ばたく 産業・交流都市」を将来の都市像とする、第4次「大村市総合計画」を策定しました。

その中の「認め合い支え合う地域づくり」の政策では、「あらゆる人権の尊重」を施策として、『人権問題の正しい認識について、あらゆる機会をとらえ啓発を行うとともに、人権教育や人権学習の充実、関係機関と連携した相談体制の強化を図り、人権が侵害されることのない住み良い社会の実現を目指す』『ノーマライゼーションの理念に基づき、社会や市民の心のバリアを取り払い、ハンディキャップを持つ人が、社会の中で不自由さを感じることがない社会の実現を目指す』として取り組みました。

2016年（平成28年）には「～行きたい、働きたい、住み続けたい～ しあわせ実感都市 大村」を将来像として第5次「大村市総合計画」を策定し、「お互いを尊重し、誰もが活躍できる社会づくり」の政策では、「人権に関する教育と相談体制の充実」を施策として、『あらゆる人権侵害をなくすため、学校、家庭、地域などにおける人権に関する教育の推進や各種講演会等を実施し、啓発を推進する』『女性、子ども、高齢者、障がい者等の虐待防止などの相談窓口や相談体制の充実を図る』として取り組んでいます。

また、教育分野では、2015年（平成27年）に策定した「第2期大村市教育振興基本計画」に基づき、『学校における人権教育の充実』『教職員の人権の向上』など学校教育や社会教育の場における人権教育の推進に取り組んでいます。





## 第3章

# 基本目標と基本方針

### 1 基本目標

人権とは、全ての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

本指針では、「人権について正しく理解し、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、個人の能力が十分に発揮できる人権共存の社会」を築くことを目指します。

### 2 基本方針

基本目標の達成に向け、次の4つの方針に基づいて施策を推進します。

- (1) 国、県、企業・団体、人権擁護委員等と連携し、学校や家庭、地域、職場等あらゆる場、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進します。
- (2) 生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階を踏まえた人権教育・啓発を推進します。特に、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養に努めます。
- (3) 各人権課題に対する取組については、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を一人ひとりが培っていくような人権教育・啓発を推進します。
- (4) 市民一人ひとりの人権の尊重の実現に深いかかわりをもつ市職員、教職員、消防職員、医療関係者、福祉保健関係者等に対する人権教育等の推進に努めます。

### 1 様々な場における人権教育・啓発

#### (1) 学校

##### ① 現状と課題

家庭や地域における教育力を補完する上で、学校の果たす役割は大きく、学校における人権教育は極めて重要です。

学校においては、様々な人権問題に対して本質を正しく理解し、具体的な対策や行動を示唆する人権教育を推進していますが、今後、より効果的な教育を行うために、子どもたちの実態を踏まえた心の教育や、人権教育・研修の内容の充実を図ることが必要です。

##### ② 具体的方策

人権問題について正しい理解と実践を行うために、人権教育・研修の充実に努めます。

##### ア 幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進

子どもたちの発達段階に応じ、教育活動全体を通して、人権に対する正しい知識を身に付け、自他を大切に思う心や態度を養い、集団生活の中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

##### イ 人権問題に関する教育活動の充実

学校や地域の実情を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合学習の時間など、全ての教育活動を通して人権問題についての正しい理解と人権感覚を高め、自分を大切にするとともに他の人を大切にし、様々な場面で思いやりの態度や行動をとることができるように努めます。

##### ウ 人権教育の内容の充実

各小・中学校では、これまでの人権教育の中で培われてきた手法や、成果及び課題を踏まえながら、さらに人権教育の内容の充実を図ります。

##### エ 研修内容の充実

教職員自ら豊かな人権感覚を培い、教職員としての資質の向上を図るため、人権教育に関する研修や学習内容の充実や実施方法の工夫を図り、自校の実態に応じた効果的な研修に努めます。

#### オ 教育相談の充実

子どもたちが抱える諸問題や個別の人権に関わる悩みを発見し、早期に解決する体制づくりを行うなど、よりよい集団生活が送れるよう努めます。

また、教育相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等による相談の場を設け、幅広く児童生徒や保護者の悩みに対応します。

#### カ 一人ひとりの状況に対応した教育の推進

児童生徒の学力を保障するため、基礎基本の定着を図り、きめ細かな学習指導を行います。

#### キ 情報モラル教育の推進

電子掲示板やホームページに匿名性を悪用した人権侵害事例が増加しています。児童生徒や保護者等に対して、情報モラルやルールについての教育を進めます。

### (2) 家庭・地域

#### ① 現状と課題

あらゆる場における人権教育・啓発活動を継続して実施することで、人権問題についての正しい理解と認識を育て、学校はもとより、家庭、地域が一体となって人権を尊重する社会づくりを推進していくことが求められています。

#### ② 具体的方策

ア 県民運動である「ココロねっこ運動」のさらなる普及と実践を推進します。

イ 人権問題に関する講演会や講座、研修会、啓発パンフレットの配布等の取組を実施します。

ウ 人権・同和問題に関する視聴覚教材の充実・整備に努め、人権教育・啓発のために有効活用します。

エ 公民館講座や熟年大学の開催など、社会教育の充実を図り、一生涯を通じた人権教育を推進します。

### (3) 職域

#### ① 現状と課題

企業や団体は、自らに課せられた社会的責任を踏まえ、男女の雇用機会均等や職場におけるハラスメントの防止などに努め、常に人権尊重を意識した行動が求められています。

#### ② 具体的方策

ア 各種人権教育・啓発研修会や講演会への企業等からの参加を求め、人権意識の高揚に努めます。

イ 企業等が人権教育・啓発のための社内研修を実施する場合は、講師の紹介などの支援を行います。

ウ 広報紙やホームページ等による情報発信を通じて、企業等における人権啓発活動に努めます。



## 2 特定職業従事者に係る人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進に当たっては、市職員、教職員、消防職員等人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠です。

研修プログラム、研修教材の充実を図り、様々な人権問題を正しく理解し、正しい人権感覚を高める研修等を継続的に行うことが重要です。

### (1) 市職員

市の行政を担う職員は、様々な人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を身に付けることは、各種行政サービスを適切に提供するうえで重要なことです。今後も、職員の人権意識の涵養に努め、人権尊重の視点に立った適切な対応ができるよう人権研修等を実施します。

### (2) 教職員

教職員は、人権教育を通して、子どもたちに豊かな人間性、人権を尊重する心を培っていくことも使命のひとつです。今後も様々な人権問題について、正しい理解と実践力を身につけるため、教職員を対象とした職員研修を実施します。

### (3) 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体、財産の安全を守るうえで、人権に深い関わりがあります。常に人権意識を持って行動ができるよう必要な要請等を行います。

### (4) 医療関係者

診療業務に従事する医師・看護師や保健業務に従事する保健師などは、市民の健康と生命を守ることを使命とし、個人の生活に深い関わりを持っています。患者等の人権を尊重することの重要性を認識し、インフォームドコンセントの理念や患者のプライバシーの配慮、個人情報保護に努めるよう必要な要請等を行います。

### (5) 福祉保健関係者

福祉保健関係者は、高齢者、子ども、障がいのある人等に常に接しており、対象者の日常生活に密着した職務に携わります。対象者の個人情報の保護、適正な処遇の確保等に努め、対象者の人格の尊重が確保されるよう必要な要請等を行います。

### 3 指針の推進体制

#### (1) 本市の推進体制

- ① 本市は、学校、民間団体、家庭、地域などとの連携を図りながら、全庁体制で人権教育・啓発に取り組みます。
- ② 第5章に掲げる個別課題の解決のために、それぞれの分野ごとに定めた個別計画や方針等に従って取り組みます。実施に当たっては、本指針の趣旨を踏まえ、常に検証等を行いながら推進していくこととします。

#### (2) 県、関係機関等との連携

- ① 県との連携を図りながら、本市の人権教育・啓発施策を推進します。
- ② 人権啓発ネットワーク協議会などの関係機関との連携を密にし、効果的な人権に関する事業の推進を図ります。

#### (3) 本指針の見直し

人権を取り巻く社会状況の変化、人権教育・啓発の現状に常に留意して、必要に応じた本指針の見直しを行います。見直しに当たっては、関係部署のみならず、市民や有識者等の意見も広く反映されるよう十分に配慮するものとしします。

## 第5章

# 身近な課題と施策の推進

### 1 女性

#### 【現状と課題】

本市では、男女共同参画社会基本法や男女共同参画基本計画の趣旨や理念等を踏まえ、2012年（平成24年）に「第3期おおむら男女共同参画プラン」を策定し、固定的な役割分担意識の解消や女性に対する暴力の根絶を目指して啓発等を推進してきました。

2017年（平成29年）には、「第4期おおむら男女共同参画プラン」を策定し、市のDV対策基本計画として位置付け、男女の人権が尊重される男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

2016年（平成28年）に市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、社会全体における男女平等について「男性が優遇されている」と感じている人の割合は66.0%で、2009年（平成21年）調査での63.1%から2.9ポイント増加しています。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、反対する人の割合は、女性は36.0%、男性は26.3%でした。

近年、女性を取り巻く環境が大きく変化し、女性自身の生き方や暮らし方なども急速に変わりつつありますが、性別による固定的な役割分担意識や社会制度、慣習が見受けられ、男女の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因になっています。

また、配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、深刻な社会問題です。市民意識調査において、女性のDV被害のうち身体的DVは19.4%で、前回調査時よりも増加しています。DV、性犯罪、ストーカー行為等の防止のためには、早期の教育・啓発も重要であることから、学校におけるDV予防教育や人権教育の啓発が必要です。

このような課題を解決するには、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮するとともに、男女が共に子育てなどの家庭生活における活動に積極的に参画することが必要です。

#### 【具体的施策の方向】

本市の「第4期おおむら男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画を実現するための施策や、女性の人権を守る取組を推進します。

##### (1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・普及の推進

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要であることから、市民の理解を深めるため、各種講座・研修会・講演会などを開催します。また、「広報おおむ

ら」、市ホームページ、「ハートパルだより」等において、男女共同参画に関する情報をわかりやすく提供します。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等委員、各種機関・団体役員等への女性の積極的な登用や女性の積極的な参画に向けた啓発を推進します。

(3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進

雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するための男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の普及啓発、ハラスメント防止対策の推進、働き方の見直しの推進を図ります。

(4) 互いの人権を尊重する社会の推進

女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援に向けて、DV、性犯罪、ストーカー行為などについて、多様な機会を通じて意識啓発を行うとともに、関係機関と緊密に連携し、相談窓口の周知や相談支援体制の充実を図っていきます。

また、DV等の防止には、中学・高校生への啓発が有効であることから、学校におけるDV未然防止のための予防講座や人権教育講演会の開催など人権啓発を推進していきます。



## 2 子ども

### 【現状と課題】

近年、子どもたちの生活・教育環境は大きく変化しており、子どもの社会性の衰退、非行問題など、憂慮すべき多くの課題があります。特に子どもに対する虐待は深刻で、身体的虐待のみならず心理的虐待やネグレクトなどその態様は様々です。

児童虐待については、2016年(平成28年)に「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律」が大幅に改正され、虐待を受けた子どもたちへの支援対策の強化が図られています。支援を要する子どもやその家庭への支援、特に虐待対応は、一つの機関では解決が難しく、家庭を取り巻く関係機関との連携が重要です。

本市では、支援を要する子どもの早期発見や適切な対応を図るため、複数の機関で援助を行うためのサポートネットワークとして「大村市要保護児童対策地域協議会」を2007年(平成19年)に設置しています。

また、乳幼児健診未受診者世帯への訪問や、児童家庭相談の受付、虐待防止の普及啓発活動等を実施し、児童虐待を未然に防ぐ取り組みも行っています。

2001年(平成13年)からは、大人社会を見直し、家庭や地域社会、行政等が協働して子どもの健全な育成を図る「ココロねっこ運動」が始まり、2013年(平成25)から「ココロねっこパレード in おおむら」を開催し、更なる運動の周知や機運を高めてきました。

また、青少年の非行被害防止については、補導委員を委嘱し愛の声かけを中心とした補導活動を行うとともに補導委員の資質向上に努めています。

2012年(平成24年)に「おおむら子ども・子育て支援プラン」を策定し、ライフステージ全般にわたり、子どもたちの健やかな育ちをどう支えるかという視点のもと、プラン推進に取り組んでいます。

家庭、学校、地域等の関係機関が連携を深めて子どもを支えていくことが重要です。

また、次代を担う子どもたちには、社会性や自立性、豊かな人間性、人権を尊重する心を培うことが求められ、今後も継続した人権教育を推進していくことが必要です。

### 【具体的施策の方向】

社会全体で子どもの発達促進と子育て支援を行う環境づくりを推進します。

- (1) 保育所、放課後児童クラブや、地域子育て支援センターなどと連携し、地域全体で子育てを支える体制づくりを進めます。
- (2) 青少年健全育成協議会などと連携して、「ココロねっこ運動」を推進し、社会全体で子どもの成長を見守る意識の啓発に努めます。
- (3) 家庭、学校、地域、そして関係機関が連携を深め、児童虐待の早期発見、適切な支援を行うとともに、虐待防止の普及啓発、再発防止等に努めます。

- (4) 子どものインターネットの利用に伴う問題については、学校において、児童生徒に対し、情報社会における正しい知識や判断、犯罪に巻き込まれない対策やセキュリティの知識等を習得させる情報モラル教育に努めます。
- (5) 有害環境の浄化については、市内に設置する白ポストでの有害図書回収や、書店、コンビニエンスストア、薬局等への立入調査、少年センターによる補導活動を推進します。



### 3 高齢者

#### 【現状と課題】

2000年（平成12年）には、これまで主に家族が担ってきた寝たきりや認知症など高齢者の介護について、社会保険の仕組みによって社会全体で支える介護保険制度が導入され、2005年（平成17年）の介護保険法改正に伴い、本市では、2006年（平成18年）に公的な相談機関である「地域包括支援センター」を設置しました。

2015年（平成27年）に「大村市高齢者保健福祉計画・第6期大村市介護保険事業計画」、2016年（平成28年）に「大村市地域包括ケアシステム推進基本計画」を策定し、同年に策定した「第5次大村市総合計画」では「高齢者を地域で支える体制の整備」を施策として、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、認知症総合支援対策を推進しています。

本市の老年人口の2018年（平成30年）2月28日現在の割合は、全国平均と比較すると3.9ポイント、県と比較すると7.0ポイント低く24.0ポイントとなっていますが、今後、本市も高齢化が進み、2025年（平成37年）には高齢者人口が総人口の4分の1以上を占めると見込まれています。

その結果、寝たきりや認知症、ひとり暮らしの高齢者の増加が懸念され、また、高齢者を対象とした悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪被害、介護疲れによる精神的・身体的虐待など、高齢者の人権侵害に関する問題は深刻化しています。このような現状を踏まえて、次の取組を推進します。

#### 【具体的施策の方向】

- (1) 地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利を守るために、権利擁護を行います。高齢者虐待の相談を受け付けた際は事実確認、安全確認を行い、必要な支援体制を整えます。認知症など判断能力が不十分な高齢者の金銭管理や契約行為の代行を行う「成年後見制度」についても普及啓発を行います。  
また、高齢者の消費者被害を防止するために、消費生活センター等での相談体制の充実を図るとともに、消費者被害に関する講座開催を行います。
- (2) 高齢者のみの世帯など見守りの必要な高齢者等を地域全体で見守るための体制づくりを行います。  
また、認知症徘徊高齢者等の安全を確保し、家族の不安を軽減するため、地域の民生委員や警察、医療・介護関係団体、民間団体などと連携した支援体制を整えることに努めます。
- (3) 介護保険施設等における高齢者虐待に関する相談、通報及び届出を受け付けた時は、立入検査等により事実確認や安全確認を行い、虐待の事実が判明した場合は、介護保険施設等に対して高齢者の安全確保及び再発防止のための取組を求めていく指導等を行っていきます。

## 4 障がいのある人

### 【現状と課題】

本市では、国や県の障害者施策に関する基本理念・基本方針に基づき、2009年(平成21年)に「大村市障がい者基本計画」、2015年(平成27年)に「第4期大村市障害福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も積極的に社会参加し、生き生きとした生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

「障害者差別解消法」等の施行により、障がいのある人への合理的配慮と、障がいのある人とない人との間に不均等な待遇を行わないことなどが求められています。しかし、地域社会には依然として障がい者への偏見などが存在しており、今後も障がい者が自立した生活を送るためには、障がい者及び障がい者関係団体への支援や、地域住民との交流を図り相互理解を深めていくことが必要です。また、その他にも、在宅生活の継続を支援するための施策の充実や、日常生活を援助するためのサービスの利用率の向上という課題が残されています。

### 【具体的施策の方向】

- (1) 障がいの有無にかかわらず、誰もが当たり前で暮らせる社会を実現するノーマライゼーションの理念の普及に努めます。
- (2) 家庭や地域、学校、企業などあらゆるところで障がい者への偏見や差別を解消し、正しい理解を深めていくために、多様な機会を通じて広報・啓発活動を行います。
- (3) 「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の周知に努め、行政をはじめ、学校、企業・団体及び市民が法や条例を遵守する取組の推進を図ります。

## 5 同和問題

### 【現状と課題】

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、特定の地区で今なお、日常生活の上でいろいろな差別があるなど、我が国固有の人権問題です。

本市では、国が講じてきた施策を踏まえ同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市職員、教職員等に対する研修を実施しています。

同和問題に関する差別意識の解消に向けて、同和問題を重要な人権問題のひとつとして、教育・啓発を推進していかなければなりません。

2015年（平成27年）に実施された「人権に関する県民意識調査」では、被差別部落（同和地区）への差別意識の有無について、「ある」との回答が42.5%で、「ない」は36.9%の回答でした。

また、特定の地区出身者であることを理由とした結婚差別や就職差別、インターネットを通じた差別事象などが現在も発生しています。同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、学校教育や生涯学習の場での人権教育・啓発の取組を進めていく必要があります。

### 【具体的施策の方向】

- (1) 「人権・同和問題啓発強調月間（11月11日～12月10日）」や「人権週間（12月4日～12月10日）」を中心として、関係団体と連携した啓発活動を実施します。
- (2) 学校や地域の実情を踏まえ、児童生徒の発達段階などに配慮しながら、全ての教育活動を通して、学校教育における効果的な人権・同和教育を進めます。また、計画的な職員の研修を実施し、児童生徒への指導力の向上に努めます。さらに、学校、家庭、地域が連携して子どもを育てることで、人権尊重の意識を家庭や地域に浸透させるように努めます。
- (3) 人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるために、関係団体と連携を密にし、人権・同和問題に関する講演会、研修会等を実施します。

## 6 外国人

### 【現状と課題】

国では、2012年(平成24年)に、「住民基本台帳法の一部改正する法律」を施行し、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象とすることで、各種届出手段の簡素化その他の利便性の向上が図られました。

本市では、2016年(平成28年)に策定した第5次大村市総合計画において、6つの基本目標の1つに「人を育むまち」を掲げ、その中で国際理解の推進と国際交流の推進に取り組んでいます。

具体的には、多様な文化を理解することのできる市民を育成するため、大村市における国際交流、国際理解に関する拠点として国際交流プラザを設置し、外国の文化・慣習、外国語などに関する講座やイベントの開催を行っています。

また、幼稚園・小学校・中学校において児童、生徒の英語によるコミュニケーション能力を養い、異文化への理解を深めさせるため、13名のALT(英語指導助手)を市内の全ての小学校及び中学校に配置し、英会話による授業や英語活動を行っています。

本市における、2018年(平成30年)2月28日現在の外国人数は343人で、全人口に占める割合は、0.36%となっています。

外国人の人権に関する課題としては、2015年(平成27年)に長崎県が実施した「人権に関する県民意識調査」によると、県央地域では、「日常生活に必要な情報が得にくい」が40.4%や「就職や仕事の内容で不利な扱い」が26.1%、「地域社会での理解や認識が十分でない」が25.8%などと上位を占めています。

### 【具体的施策の方向】

- (1) 市民の多様な文化への理解を深めるため、外国の文化・慣習、外国語などに関する講座やイベントの開催など、大村市国際交流プラザ等を活用し、引き続き多様な学習の場や機会、外国人の日常生活での相談窓口を提供します。
- (2) 国際性豊かな市民の育成やまちづくりを推進するため、姉妹都市であるポルトガル共和国シントラ市、アメリカ合衆国サンカルロス市や友好都市である中華人民共和国上海市閔行区との相互公式訪問やホームステイの相互派遣等の友好・親善活動に取り組みます。



## 7 犯罪被害者等

### 【現状と課題】

県において、1997年（平成9年）から、精神的・経済的な問題や医療・公判に関することなど、被害者等の多様なニーズに応え、総合的な支援を行うために、警察をはじめ行政、法曹界、医療関係等の関係機関で構成される「長崎県被害者支援連絡協議会」が設立され、市では、1999年（平成11年）に警察署が主導する「大村地区犯罪被害者支援ネットワーク」が設立されました。

また、2004年（平成16年）の「犯罪被害者等基本法」が施行されたことに基づき、2008年（平成20年）に「長崎県犯罪被害者等支援計画」が策定され、現在、「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」を基に、官民一体となった被害者等へのきめ細かな支援のための施策を推進しています。

本市の刑法犯の認知件数（警察署に被害届が提出された件数）は、338件（平成29年）で、殺人などの凶悪犯罪を含め年々減少傾向にあります。

犯罪被害者等は、生命、財産を奪われるといった被害に加え、精神的被害又は経済的な損失など副次的な被害が生じることも少なくありません。

誰もが犯罪の被害者になる可能性がある今日、市民一人ひとりが、犯罪被害者の心情や立場を理解し、社会的な課題として取り組む必要があります。

### 【具体的施策の方向】

県が策定した「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」中の2つの基本的視点に基づき、支援のための施策を推進します。

- (1) 幅広い分野にわたる県の施策の横断的・効果的な組み合わせによる支援の実施
- (2) 犯罪被害者等の視点に立って行動し、ともに支え合う社会づくり

## 8 高度情報化による人権侵害

### 【現状と課題】

情報化社会の進展により、インターネットの利用人口が急激に増加する中、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権を侵害する事例が増加しています。

また、コンピューターやネットワークの利用により大量の個人情報が処理される社会の中で、個人情報の不適正な取扱いや流出問題等が生じています。

本市では、2005年（平成17年）に「大村市個人情報保護条例」を制定し、市が保有する個人情報の適正な取扱いや本人情報の開示請求等に関する権利などを定め、個人情報保護対策を進めています。

インターネットの利便性の一方に存在する危険性について理解を深め、その活用の方法、情報モラル、自制心の育成など基本的な資質の向上が求められています。

### 【具体的施策の方向】

- (1) インターネット等による人権侵害に関する相談について、法務（支）局や県など関係機関との連携・協力を図り、問題の適切かつ迅速な解決に努めます。
- (2) 学校教育等の中で、情報モラルについての教育を推進していきます。また、家庭や地域に対しても情報モラルやルールについての啓発を進め、適切なインターネットの利活用を促します。
- (3) 個人情報の管理運用に関し、市職員・教職員等の意識向上を図り、個人情報の適正な運用に努めます。



## 9 性的マイノリティ

### 【現状と課題】

性的マイノリティとは、からだの性とこころの性が一致しない、あるいは違和感を感じているといった性同一性障害の人や、同性愛者、両性愛者など、性に関して少数派の人たちの総称です。このような人たちは、少数であるがために、社会において十分な理解が得られず、偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

長崎県において2015年（平成27年）に実施された「人権に関する県民意識調査」では、性的マイノリティに関して特に問題があると思われるのは、「地域社会での理解が不十分」が31.1%で最も多く、次いで、「差別的な言動が行われる」27.7%、「わからない」26.9%、「職場等で嫌がらせを受ける」25.2%との結果が出ています。

性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくすため、固定的な考えではなく性的多様性を認め合うことが重要です。

### 【具体的施策の方向】

- (1) 各地域や職場において、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、関係団体等との連携により、啓発資料の配付や各種講演会の開催等を通じて、広く市民へ教育・啓発を進めていきます。
- (2) 教職員に対する研修等に加えて、児童生徒への心情に配慮した対応、相談体制の充実を図っていきます。

## 10 そのほかの人権問題

### (1) 原爆被爆者等

原爆被爆者の高齢化の進行に伴い、地域の医療・福祉団体等の相互連携の強化や、地域の実情に応じた援護対策の充実が求められています。また、依然として存在する原爆被爆者や被爆二世への偏見などをなくすために、歴史を学び正しい認識を育てていく環境づくりが必要です。

このために、国・県の動向を踏まえた援護対策、人権に関する様々な学習の場の提供について、本市の状況に応じた施策の展開を進めていきます。

### (2) HIV感染者

わが国においては、いわゆるエイズ予防法が1989年（平成元年）に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が1999年（平成11年）に施行され、エイズ患者の人権の保護がうたわれています。エイズは感染する経路が限られており、感染した人と一緒にいても日常生活の中の接触で感染することはありません。このため、関係機関等と連携し、広く正しい知識を身につけるための啓発活動に取り組んでいきます。

### (3) ハンセン病患者

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気で、「人に感染しやすい病気」という誤った理解が社会に広められました。しかし、らい菌の感染力は非常に弱く、感染することは極めてまれで、治療薬の開発により現在では確実に治せる病気となっています。しかしながら、病気に対する誤解や無理解が依然として社会の中に根強く残っており、関係機関と連携しながら、ハンセン病に対する正しい知識と理解の啓発に努めます。

### (4) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強いものがあり、就職に際しての差別、住居等の確保に際しての差別や悪意のある噂の流布などの問題が起きています。刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むために、本人の強い更生意欲や家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。このため、自立を援助する保護司や更生保護女性会など関係機関の活動を支援し、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための施策を推進します。

### (5) 災害時における人権尊重

大規模な災害の発生に伴って長期にわたる避難生活を余儀なくされる場合、避難所等においては、特に高齢者や障がいのある人、乳幼児等に対する配慮が求められます。また、プライバシーの確保や女性及び子育て中の方のニーズに対応した設備や防犯体制の構築も必要です。

このため、市地域防災計画に則り各種機関との連携・役割分担を図りながら、災害時における人権に配慮した対策を講じていきます。

資 料 編

# 1 世界人権宣言

(1948年12月10日第3回国際連合総会採択)

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ

家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 2 日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第 3 章 国民の権利及び義務

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等、貴族の禁止、栄典）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。



(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労の条件の基準、児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

## 第10章 最高法規

(基本的人権の本質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日

の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

年	世界(国連)	日本	長崎県	大村市
1946 (昭和21年)	国連人権委員会の設置	「日本国憲法」公布		
1947 (昭和22年)		「教育基本法」施行 「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行		
1948 (昭和23年)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行		
1950 (昭和25年)		「生活保護法」施行		
1951 (昭和26年)		「児童憲章」制定		
1957 (昭和32年)		「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」施行		
1959 (昭和34年)	「児童の権利に関する宣言」採択			
1960 (昭和35年)		「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)施行		
1965 (昭和40年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	「同和对策審議会」答申		
1966 (昭和41年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約/A規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約/B規約)採択			
1968 (昭和43年)		「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」施行		
1969 (昭和44年)		「同和对策事業特別措置法」(同対法)施行		
1970 (昭和45年)		「障害者対策に関する長期行動計画」策定 「障害者基本法」施行		
1971 (昭和46年)		「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)施行		

年	世界(国連)	日本	長崎県	大村市
1975 (昭和50年)	「障害者の権利に関する宣言」採択			
1976 (昭和51年)	「国連婦人の10年」開始			
1978 (昭和53年)			「長崎県同和教育基本方針」策定 「長崎県少年保護育成条例」制定 「長崎県同和対策基本方針」策定	
1979 (昭和54年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)/A 規約、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約/B 規約)批准	「長崎県同和対策長期計画」策定	
1980 (昭和55年)			「いきがいを育てる長崎県の婦人対策」策定	
1981 (昭和56年)	「障害者に関する世界行動計画」策定	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行		
1982 (昭和57年)	「高齢者問題国際行動計画」策定	「地域改善対策特別措置法」施行		
1983 (昭和58年)	「国連障害者の10年」開始			
1985 (昭和60年)	「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)批准		
1986 (昭和61年)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行		
1987 (昭和62年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行		
1989 (平成元年)	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択	「高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略」(ゴールドプラン)策定		
1990 (平成2年)			「2001ながさき女性プラン」策定 「長崎県長寿社会対策大綱」策定 「長崎県長寿社会対策推進長期計画プラン2000」策定	
1991 (平成3年)	「高齢者のための国連原則」採択			
1993 (平成5年)	国連人権高等弁務官の新設		「エイズストップ作戦長崎」開始	

年	世界(国連)	日本	長崎県	大村市
1994 (平成6年)		「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)批准 「新高齢者保健福祉推進 10 ヶ年戦略」(新ゴールドプラン)策定	「2001 ながさき女性プラン(第一次改訂)」策定	
1995 (平成7年)	「人権教育のための国連10年」開始	「原子爆弾被弾者に対する援護に関する法律」施行 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)批准 「高齢社会対策基本法」成立 「障害者プラン」策定	「長崎県障害者福祉に関する新長期行動計画」策定	
1996 (平成8年)		「らい予防法」廃止 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申		
1997 (平成9年)		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行 「北海道旧土人保護法」廃止 「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画策定	「福祉のまちづくり条例」制定 「長崎県障害者プラン」策定 「ながさきエンゼルプラン」策定	
1999 (平成11年)		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)施行	『「人権教育のための国連 10 年」長崎県行動計画』策定	「第1期おおむら男女共同参画プラン」策定
2000 (平成12年)		「介護保険制度」開始 「成年後見制度」開始 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)施行 「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)施行 「男女共同参画基本計画」策定	「長崎県男女共同参画計画」策定	
2001 (平成13年)	「世界の子どもたちのための平和と文化と非暴力のための国際10年」開始	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)施行	「ココロねっこ運動」開始 「長崎県個人情報保護条例」制定	「おおむらエンゼルプラン」策定
2002 (平成14年)		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「新子どもプラン」策定 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)施行 「障害者基本計画」策定	「長崎県男女共同参画推進条例」制定	

年	世界(国連)	日本	長崎県	大村市
2003 (平成15年)		「個人情報保護に関する法律」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)施行	「長崎県男女共同参画基本計画」策定 「長崎県老人保健福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」策定 「長崎県障害者基本計画」策定	
2004 (平成16年)		「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次とりまとめ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行		「第2期おおむら男女共同参画プラン」策定
2005 (平成17年)	「人権教育のための世界計画」開始	「発達障害者支援法」施行 「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定 「第2次男女共同参画基本計画」策定	「ながさきこども未来 21」策定 「長崎県ユニバーサル推進基本指針」策定	「大村市個人情報保護条例」制定 「大村市次世代育成支援行動計画」策定
2006 (平成18年)	「人権理事会設立決議」採択 「障害者の権利に関する条約」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ 「地域における多文化共生推進プラン」策定 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)施行 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)施行	「長崎県人権教育・啓発基本計画」策定 「長崎県DV対策基本計画」の策定	「第4次大村市総合計画」策定
2007 (平成19年)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択		「長崎県男女共同参画基本計画(改訂版)」の策定	
2008 (平成20年)		「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ 「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院採択	「長崎県犯罪被害者等支援計画」策定 「長崎県自殺総合対策5カ年計画」 「長崎県子育て条例」制定 「長崎県教育振興基本計画」策定	
2009 (平成21年)		「ハンセン病問題解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)施行	「長崎県人権教育基本指針」策定 「長崎県障害者基本計画(改訂)」策定 「第2次長崎県 DV 対策基本計画」策定	「大村市障がい者基本計画」策定
2010 (平成22年)	「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「大村市教育振興基本計画」策定
2011 (平成23年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「第2次犯罪被害者等基本計画」策定 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更	「長崎県総合計画」策定 「第2次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～」策定 長崎県子育て条例行動計画「ながさきこども未来 21」(後期行動計画)策定 「新長崎県犯罪被害者等支援計画」策定	「大村市地域福祉計画」策定 「第3期おおむら男女共同参画プラン」策定

年	世界(国連)	日本	長崎県	大村市
2012 (平成24年)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行	「長崎県人権教育・啓発基本計画(改訂版)」策定 「第3次長崎県DV対策基本計画」策定	「おおむら子ども・子育て支援プラン」策定
2013 (平成25年)			「第2期長崎県自殺総合対策5カ年計画」策定 「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」(長崎県障害者差別禁止条例)制定	
2014 (平成26年)		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「障害者の権利に関する条約」批准 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(医療介護総合確保推進法)施行 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行	「第二期長崎県教育振興基本計画」策定 「長崎県障害者基本計画(第二次改訂)」策定	
2015 (平成27年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「子ども・子育て支援新制度」開始		「第2期大村市教育振興基本計画」策定 「大村市高齢者保健福祉計画・第6期大村市介護保険事業計画」策定 「第4期大村市障害福祉計画」策定
2016 (平成28年)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	「長崎県総合計画 チャレンジ2020」策定 「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」策定 「第4次長崎県 DV 対策基本計画」策定 「長崎県子どもの貧困対策推進方針」策定	「第5次大村市総合計画」策定 「大村市地域包括ケアシステム推進基本計画」策定
2017 (平成29年)		「成年後見制度利用促進計画」策定	「長崎県人権教育・啓発基本計画(第2次改訂版)」策定 「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」策定 「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」策定	「第4期おおむら男女共同参画プラン」策定





大村市人権教育・啓発基本指針

発行 / 大村市総務部男女いきいき推進課

TEL 0957-53-4111

URL <http://www.city.omura.nagasaki>

